四(二)「特別保護地区の管理方針」を次のように改める。

(二) 保護管理方針

イ　希少鳥類及びその生息環境のモニタリング調査を通じて、希少鳥類の生息状況及び生息環境の変化の把握に努め、必要な保全対策を講じる。

ロ　希少鳥類の生息を脅かすような生息地の劣化・消失又はネズミ類による希少鳥類の捕食を防止するため、必要に応じて保全対策を行う。

ハ　更なる外来生物の侵入を防ぎ、生態系の保全を図るため、関係地方公共団体、関係機関等と連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

四(二)の次に次のように加える。

(三) 保全事業の目標

繁殖地の植生復元及び土砂流出防止並びに小型海鳥類を捕食するネズミ類及び植生被害をもたらすアナウサギの駆除を行い、海鳥類の繁殖地として生息環境の改善及び生態系の保全を図る。

(四) 保全事業の対象区域

七ツ島特別保護地区の全域

(五) 保全事業の内容

オオミズナギドリ、ウミネコ等の大型鳥類のほか、カンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメ等の希少鳥類の生息状況調査及び植生状況調査等を踏まえ、在来の植物による植生復元、土砂流出防止施設の整備等を実施し、鳥類の生息環境の回復及び創出を図る。また、ネズミ類による希少鳥類の捕食、アナウサギによる食害等の外来生物からの被害の対策に必要な措置を実施する。さらに、希少鳥類の生息数及び植生のモニタリング等により、保全事業の効果について評価を行う。

(六) 環境変化の概要

人為的に持ち込まれたアナウサギが繁殖したことにより植生が荒廃し、裸地化が進行したため、土砂の流出が問題となり、植生復元工を過去実施したが、継続的なメンテナンス等が不十分であり裸地が残っている。また、新たに裸地化している場所も生じている。さらに、このような裸地化に加え、アナウサギの食害によって植物生態系が大幅に変化しており、オオミズナギドリの繁殖地としての環境への悪影響が懸念されている。アナウサギについては毎年駆除作業を実施しているが、約百～二百頭が生息していると推定されている。

(七) 鳥獣の生息状況の変化

七ツ島はカンムリウミスズメの繁殖地北限とされているが、非意図的に導入されたネズミ類の小型海鳥類及びその卵の捕食により、近年七ツ島におけるカンムリウミスズメやヒメクロウミツバメの繁殖は確認されていない。

オオミズナギドリは、昭和五十八年の調査で三万五千～四万羽と推定され、その後平成十一年の調査においても同程度の生息が確認されたが、その後正確な生息数は調査されていない。

ウミネコについては、昭和五十年に烏帽子島で初めて数千羽の繁殖が発見されたほか、昭和五十四年には大島などでも繁殖が確認されるようになった。現在では、大島では著しい増加が確認されており、一万二千羽以上が繁殖していると言われている。

○環境省告示第三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の保護に関する指針を変更したので、鳥獣保護区を指定した件（平成十六年十月環境省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

四(二)「鳥獣保護区の管理方針」を次のように改める。

(二) 保護管理方針

イ　希少鳥獣のモニタリング調査を通じて、区域内の希少鳥獣の生息状況及び生息環境の変化の把握に努め、必要な保全対策を講じる。

ロ　希少鳥獣の生息を脅かすような生息地の劣化・消失、ノネコ及びイタチによる希少鳥獣の捕食を防止するため、区域内の巡視を行う。

ハ　関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

四(二)の次に次のように加える。

(三) 保全事業の目標

ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息に重要なダイトウビロウ林の再生を図るとともに、希少鳥獣が利用する池沼及びその周辺湿地の保全を行い、希少鳥獣の生息環境の保護及び整備を図る。

(四) 保全事業の対象区域

大東諸島鳥獣保護区の全域

(五) 保全事業の内容

ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息状況調査、ダイトウビロウ林の生育状況調査等を踏まえ、ダイトウビロウの植樹、希少鳥獣の生息地改善施設の整備等を実施し、鳥獣の休息及び採餌環境の回復及び創出を図る。また、ノネコ及びイタチによる希少鳥獣の捕食、タイワンカブトムシによるダイトウビロウの食害等の外来生物への対策に必要な措置を実施する。また、希少鳥獣の生息数、ダイトウビロウ林の生育状況のモニタリング等により、保全事業の効果について評価を行う。

(六) 環境変化の概要

近年、海岸、幕（はぐ）及び池沼周辺のダイトウビロウが優占する林が劣化・消失するなど、ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息域が減少している。

さらに、外来生物であるタイワンカブトムシによるダイトウビロウへの食害が平成二十二年度頃から顕著に現れており、樹勢が弱まり枯死するダイトウビロウが確認されている。

(七) 鳥獣の生息状況の変化

生息域の減少に伴い、ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息数も減少している。ダイトウオオコウモリについて、南大東島では、鳥獣保護区指定当初は生息数が三百頭台と推定されていたが、かつて生息が確認された場所においても見られなくなっており、生息数の減少が危惧されている。北大東島では、平成十四年に、わずか二十頭程度と推定されたが、近年、目撃情報が少なく、個体数が更に減少していると考えられる。また、ダイトウコノハズクについても、営巣木であるダイトウビロウの減少、ノネコ及びイタチによる捕食等により生息数は急激に減少しており、かつては北大東島で生息が確認されていたが、近年は北大東島での生息情報はない。

○環境省告示第四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する第二十八条第二項の規定に基づき、次のように特別保護地区の保護に関する指針を変更したので、特別保護地区を指定した件（平成十六年十月環境省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

四(二)「特別保護地区の管理方針」を次のように改める。

(二) 保護管理方針

イ　希少鳥獣のモニタリング調査を通じて、区域内の希少鳥獣の生息状況及び生息環境の変化の把握に努め、必要な保全対策を講じる。

ロ　希少鳥獣の生息を脅かすような生息地の劣化・消失、ノネコ及びイタチによる希少鳥獣の捕食を防止するため、区域内の巡視を行う。

ハ　関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

四(二)の次に次のように加える。

(三) 保全事業の目標

ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息に重要なダイトウビロウ林の再生を図るとともに、希少鳥獣が利用する池沼及びその周辺湿地の保全を行い、希少鳥獣の生息環境の保護及び整備を図る。

(四) 保全事業の対象区域

大東諸島特別保護地区の全域

(五) 保全事業の内容

ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息状況調査、ダイトウビロウ林の生育状況調査等を踏まえ、ダイトウビロウの植樹、希少鳥獣の生息地改善施設の整備等を実施し、鳥獣の休息及び採餌環境の回復及び創出を図る。また、ノネコ及びイタチによる希少鳥獣の捕食、タイワンカブトムシによるダイトウビロウの食害等の外来生物への対策に必要な措置を実施する。また、希少鳥獣の生息数、ダイトウビロウ林の生育状況のモニタリング等により、保全事業の効果について評価を行う。

(六) 環境変化の概要

近年、海岸、幕（はぐ）及び池沼周辺のダイトウビロウが優占する林が劣化・消失するなど、ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息域が減少している。